

指定事項変更に伴う提出書類一覧表 (指定給水装置工事事業者)

城陽市上下水道部
上下水道課給水係
Tel 0774-52-2442

変更事項

①～⑤はホームページに掲載している様式を使用してください。
ファックス・インターネットを用いた届出はできません。

変更内容	法人の場合	個人の場合
氏名又は名称 ㊟	①、⑤、⑥、⑦、⑪	①、⑤、⑧、⑪
住所		
代表者の氏名	①、②、⑤、⑥、⑦、⑪	①、②、⑤、⑧、⑪
役員 <small>の</small> 氏名 ㊟	①、②、⑥	
事業所の名称 ㊟	①、⑤、⑩、⑪	
事業所の所在地	①、⑤、⑥、⑩、⑪	①、⑤、⑧、⑩、⑪
主任技術者が交付を受けた 免状の交付番号	①、⑨	
事業の廃止・休止	④、⑪	
事業の再開	④、⑤	
主任技術者の選任	③、⑨	
主任技術者の解任	③	
事業所の電話番号	①、⑤	

㊟…住所、所在地、代表者、主任技術者、電話番号いずれの変更も無い個人・法人間変更も含む

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第10
 - ② 誓約書 様式第2
 - ③ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 様式第3
 - ④ 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 様式第11
 - ⑤ 指定給水装置工事事業者(新規・更新・変更)指定時確認書
 - ⑥ 登記簿の謄本(コピー不可)
※登記簿の謄本に記載されている所在地以外の場所を事業所とする場合は、その事業所の建物登記簿謄本(コピー不可)(賃貸借の場合は賃貸借契約書のコピーを添付)
 - ⑦ 定款の写し(余白に原本証明と代表者署名及び押印願います)
 - ⑧ 代表者の住民票の写し(コピー不可)
※住民票の写しに記載されている所在地以外の場所を事業所とする場合は、その事業所の建物登記簿謄本(コピー不可)(賃貸借の場合は賃貸借契約書のコピーを添付)
 - ⑨ 給水装置工事主任技術者免状のコピー又は給水装置工事主任技術者証のコピー
 - ⑩ 事業所の位置図及び写真
(事業所の全景と内外部分及び看板等を写しA4サイズに整理して提出)
 - ⑪ 城陽市指定給水装置工事事業者証の返却
- ◇ その他、状況により確認に必要な書類の添付をお願いすることがあります。